

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの保有する個人情報及び特定個人情報保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、デジタル社会の進展に伴い国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）において個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の利用が著しく拡大していることに鑑み、センターにおける個人情報の取扱いに関する基本的事項及び行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関する事項を定めることにより、センターの事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

- 2 センターにおける個人情報等の取扱いについては、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。
- 3 学術研究における個人情報等の取扱いについては、第2項に定めるところによるほか、医学系研究等に関する指針及び関係法令並びに国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター人を対象とする生命科学・医学系研究及び臨床研究法に基づく臨床研究倫理規程（平成22年規程第44号）を遵守するものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条、第16条及び第60条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条の定めるところによる。

(総括個人情報保護管理者)

第3条 センターに総括個人情報保護管理者を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 総括個人情報保護管理者は、センターにおける個人情報等の管理に関する事務を総括する。
- 3 総務部長は、前項に規定する事務のうち、神経研究所、精神保健研究所、トランスレーショナル・メディカルセンター（以下「TMC」という。）、メディカル・ゲノムセンター（以下「MGC」という。）、脳病態統合イメージングセンター（以下「IBIC」という。）、認知行動療法センター（以下「CBTセンター」という。）、病院及び訪問看護ステーションに関するものについては、総務課長に行わせることができる。
- 4 総務課長は、センターにおける副総括個人情報保護管理者として総務部長を補佐する。

(個人情報保護管理者)

第4条 神経研究所、精神保健研究所、TMC、MGC、IBIC、CBTセンター、病

院、訪問看護ステーション、企画戦略局及び事務部門（総務部、企画経営部、財務経理部、図書館及び監査室をいう。以下同じ。）（以下「研究所等」という。）に研究所等個人情報保護管理者を置き、それぞれ神経研究所長、精神保健研究所長、TMC長、MGC長、IBIC長、CBTセンター長、病院長、訪問看護ステーション施設長、企画戦略局長及び総務部長をもって充てる。

- 2 研究所等個人情報保護管理者は、研究所等における個人情報の管理に関する事務をつかさどる。
- 3 個人情報を取り扱う部、課及び室（以下「部等」という。）の長は、個人情報保護管理者として、各部等における個人情報を適切に管理する。個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と提携して、その任に当たる。

（特定個人情報保護責任者等）

第4条の2 センターに特定個人情報保護責任者を置き、人事課長をもって充てる。

- 2 特定個人情報保護責任者は、総括個人情報保護管理者を補佐し、センターにおける個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の管理に関する事務を担当する。
- 3 センターにおける特定個人情報等の取扱いについては、法令及びこの規程に定めるもののほか、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う個人番号関係事務における特定個人情報等取扱規程（平成27年規程第41号）に定めるところによる。

（保護担当者）

第5条 センターに総括個人情報保護担当者を置き、文書管理係長をもって充てる。

- 2 総括個人情報保護担当者は、副総括個人情報保護管理者を補佐し、センターにおける個人情報の管理に関する事務を担当する。
- 3 研究所等個人情報保護管理者は、研究所等の職員のうちから主任個人情報保護担当者を指名し、研究所等個人情報保護管理者が処理することとされた事務を行わせることができる。なお、主任個人情報保護担当者は、総括個人情報保護担当者を兼務することができる。
- 4 個人情報保護管理者は、当該部等の職員のうちから個人情報保護担当者を指名することができる。
- 5 個人情報保護担当者は、個人情報保護管理者を補佐し、当該部等における個人情報を管理する事務を担当する。

（事務取扱担当者）

第5条の2 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）を一人又は複数人置き、その役割を指定する。

- 2 特定個人情報保護責任者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

（監査責任者）

第6条 事務部門に監査責任者を置き、監査室長をもって充てる。

2 監査責任者は、センターにおける個人情報等の管理の状況を監査する事務を担当する。

(個人情報管理委員会)

第7条 理事長は、センターにおける個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡調整等を行うため、必要があると認めるときは、個人情報管理委員会を（以下「委員会」という。）を設け、定期又は随時に開催するものとする。

2 委員会の長は理事長とし、副委員長は総括個人情報保護管理者とする。

3 委員会の委員は、研究所等個人情報保護管理者、個人情報保護管理者及び特定個人情報保護責任者のうち理事長が必要と認める者とする。

4 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

5 前各項に規定するほか、委員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

6 第1項から第3項まで及び第5項の規定は、研究所等に関して準用する。この場合において、第1項中「センター」とあるのは「研究所等」と、同項から第3項まで及び第5項中「理事長」とあるのは「研究所等個人情報保護管理者」と、第2項中「総括個人情報保護管理者」とあるのは「研究所等個人情報保護管理者が指名した者」と、第3項中「研究所等個人情報保護管理者及び個人情報保護管理者」とあるのは「研究所等の職員」と読み替えるものとする。

(教育研修)

第8条 総括個人情報保護管理者、研究所等個人情報保護管理者及び特定個人情報保護責任者は、個人情報等の取扱いに従事する役職員(派遣労働者も含む。)に対し、個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括個人情報保護管理者、研究所等個人情報保護管理者及び特定個人情報保護責任者は、個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 総括個人情報保護管理者は、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者に対し、部等の現場における個人情報等の適切な管理のための教育研修を行うものとする。

4 個人情報保護管理者及び特定個人情報保護責任者（以下「個人情報保護管理者等」という。）は、当該部等の職員に対し、個人情報等の適切な管理のために、総括個人情報保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

5 第1項、第2項及び第3項の措置を講ずる場合には、個人情報等の取扱いに従事する派遣労働者についても、役職員と同様の措置を講ずるものとする。

(役職員の責務)

第9条 役職員は、関連する法令、この規程その他の規程等の定め並びに総括個人情報保護管理者、副総括個人情報保護管理者、特定個人情報保護責任者、総括個人情報保護担当者、研究所等個人情報保護管理者、主任個人情報保護担当者、個人情報保護管理者、個人情報保護担当者及び事務取扱担当者の指示に従い、個人情報等を取り扱うものとする。

る。

- 2 役職員は、業務として個人情報の保有を新たに開始しようとするときは、個人情報保護法第74条第1項第3号から第7号までに掲げる事項及び当該個人情報等の管理方法について、あらかじめ特定個人情報保護責任者、または、個人情報保護担当者を通じて研究所等個人情報保護管理者の承認を得るものとする。ただし、緊急の必要があり、あらかじめ承認を得ることができない場合を除く。
- 3 前項ただし書に該当する場合は、事後に特定個人情報保護責任者、または、保護担当者を通じて研究所等個人情報保護管理者の承認を得るものとする。
- 4 前2項の規定は、前2項の規定により承認を得た事項を変更する場合に準用する。

#### (利用目的の特定)

- 第10条 役職員は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。
- 2 役職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

#### (利用目的による制限)

- 第11条 役職員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報等を取り扱ってはならない。
- 2 役職員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報等を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報等の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報等を取り扱ってはならない。
  - 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
    - 一 法令に基づく場合
    - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
    - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
    - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
    - 五 当該個人情報等を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
    - 六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

#### (不適正な利用の禁止)

第12条 役職員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報等を利用してはならない。

(適正な取得)

第13条 役職員は、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得してはならない。

2 役職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護施行規則第3号。以下「個人情報保護施行規則」という。）第6条で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「個人情報保護施行令」という。）第9条で定める場合

3 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第14条 役職員は、個人情報等を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 役職員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報等を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報等を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- 3 役職員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することによりセンターの権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
- 5 個人情報保護管理者等は、第1項から第3項までの規定により利用目的の通知等を行う場合には、申請書等の様式にあらかじめ記載し、又は窓口等において掲示を行うなどの本人が利用目的を認識することができる適切な方法により行わなければならない。

(データ内容の正確性の確保等)

第15条 役職員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第16条 役職員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(役職員の監督)

第17条 研究所等個人情報保護管理者は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該役職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(委託先の監督)

第17条の2 役職員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(漏えい等の報告等)

第17条の3 総括個人情報保護管理者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護施行規則第7条で定めるものが生じたときは、個人情報保護施行規則第8条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員

会に報告するものとする。ただし、センターが、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護施行規則第9条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合には、研究所等個人情報保護管理者（同項ただし書の規定による通知をした場合を除く。）は、本人に対し、個人情報保護施行規則第10条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知するものとする。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

#### （第三者提供の制限）

第17条の4 役職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供することの一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 2 研究所等個人情報保護管理者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護施行規則第11条で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第13条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

一 第三者への提供を行う場合において、センター及び研究所等の名称及び住所並びに

研究所等個人情報保護管理者(以下この条、第17条の7第1項第1号において同じ。)の氏名

二 第三者への提供の利用目的(利用目的が具体的に分かる内容とすること。)

三 第三者に提供される個人データの項目(具体的に列挙すること。)

四 第三者に提供される個人データの取得の方法

五 第三者への提供の方法

六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する旨

七 本人の求めを受け付ける方法(例:郵送、メール送信、ホームページ上の指定フォームへの入力等)

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして次に掲げる事項

イ 第三者に提供される個人データの更新の方法

ロ 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

3 研究所等個人情報保護管理者は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護施行規則第11条で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出るものとする。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 センターが利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って委託先に当該個人データが提供される場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って事業の承継先へ個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 研究所等個人情報保護管理者は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

第17条の5 研究所等個人情報保護管理者は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第17条の8第1項第2号において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護施行規則第15条で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについてセンターが講ずべきこと



とされている措置に相当する措置（第3項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護施行規則第16条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得るものとする。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 研究所等個人情報保護管理者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護施行規則第17条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供するものとする。
- 3 研究所等個人情報保護管理者は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護施行規則第18条で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供するものとする。

（第三者提供に係る記録の作成等）

- 第17条の6 研究所等個人情報保護管理者は、個人データを第三者（個人情報保護法第16条第2項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第17条の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護施行規則第19条で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護施行規則第20条で定める事項に関する記録を作成するものとする。ただし、当該個人データの提供が第17条の4第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第17条の4第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。
- 2 研究所等個人情報保護管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護施行規則第21条で定める期間保存するものとする。

（第三者提供を受ける際の確認等）

- 第17条の7 研究所等個人情報保護管理者は、第三者から個人データの提供を受ける際には、個人情報保護施行規則第22条で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行うものとする。ただし、当該個人データの提供が第17条の4第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 研究所等個人情報保護管理者は、前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護施行規則第23条で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護施行規則第24条で定める事項に関する記録を作成するものとする。
  - 3 研究所等個人情報保護管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護施行規則第25条で定める期間保存するものとする。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第17条の8 研究所等個人情報保護管理者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第17条の4第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護施行規則第26条で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

一 当該第三者がセンターから個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護施行規則第17条第1項及び第2項で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第17条の5第3項の規定は、前項の規定により役職員が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第2項及び第3項までの規定は、第1項の規定により役職員が確認する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(仮名加工情報の作成等)

第17条の9 役職員は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護施行規則第31条で定める基準に従い、個人情報を加工するものとする。

2 研究所等個人情報保護管理者は、管下の役職員が仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第3項において読み替えて準用する。第7項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護施行規則第32条で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じるものとする。

3 役職員は、第11条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第10条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。

4 仮名加工情報についての第14条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通知し、又は公表」とあるのは「公表」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

5 役職員は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなっ

たときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めるものとする。

- 6 役職員は、第17条の4第1項及び第2項並びに第17条の5第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第17条の4第4項中「前各項」とあるのは「第17条の9第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とあるのは「公表する」と、第17条の6第1項ただし書中「第17条の4第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第17条の4第1項各号のいずれか）」とあり、及び第17条の7第1項ただし書中「第17条の4第1項各号又は第4項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第17条の4第4項各号のいずれか」とする。
- 7 役職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 役職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護施行規則第33条で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第10条第2項及び第17条の3までの規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

- 第17条の10 役職員は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。）を第三者に提供してはならない。
- 2 第17条の4第4項及び第5項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第4項中「前各項」とあるのは「第17条の10第1項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とあるのは「公表する」と読み替えるものとする。
  - 3 第16条から第17条の2まで、第34条及び第35条並びに前条第7項及び第8項の規定は、仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第18条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

（個人情報の提供に係る措置等）

- 第17条の11 研究所等個人情報保護管理者は、個人情報保護法の規定に基づき行政機関等以外の者に個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を

取り交わすものとする。

- 2 研究所等個人情報保護管理者は、前項に規定する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じるものとする。
- 3 研究所等個人情報保護管理者は、個人情報保護法の規定に基づき行政機関等に個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講じるものとする。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第18条 研究所等個人情報保護管理者は、個人情報保護施行令第20条第1項から第5項で定めるところにより、当該研究所等で保有している個人情報ファイルについて、それぞれ個人情報保護法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他個人情報保護施行令第20条第6項で定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、総括個人情報保護管理者に送付するとともに、当該研究所等において公表するものとする。

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
  - 一 個人情報保護法第74条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル
  - 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
  - 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして個人情報保護施行令第20条第7項で定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、研究所等個人情報保護管理者は、記録項目の一部若しくは個人情報保護法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
- 4 研究所等個人情報保護管理者は、個人情報ファイル（第2項各号に掲げるもの及び第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成するものとする。
- 5 個人情報ファイル簿は、センターが保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とし、総務部の個人情報保護窓口に着用して置き一般の閲覧に供するとともに、センターのホームページに掲載して公表するものとする。
- 6 研究所等個人情報保護管理者は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正するものとする。
- 7 研究所等個人情報保護管理者は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが個人情報保護法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除するものとする。
- 8 研究所等個人情報保護管理者は、前2項の規定により個人情報ファイル簿を修正又は

削除した場合、その旨を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第18条の2 部局等の個人情報保護管理者は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人情報ファイル管理簿の作成)

第19条 研究所等個人情報保護管理者は、個人情報を含む文書ファイルについて、それぞれ次の各号に掲げる事項を記載した帳簿を作成するものとする。

- 一 個人情報ファイルの名称、当該個人情報ファイルの名称を利用する事務を所掌する課室等の名称並びに当該個人情報ファイルの名称の管理責任者、記録媒体の種別及び保管場所
- 二 個人情報ファイルの利用目的
- 三 個人情報ファイルに記録される項目及び個人の範囲
- 四 個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法
- 五 個人情報ファイルに記録される個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- 六 当該個人情報ファイルに関して講じている安全管理措置
- 七 個人情報をセンター以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- 八 当該個人情報ファイルを廃棄する際の廃棄方法
- 九 その他必要と認められる事項

(開示、訂正及び利用停止)

第20条 センターに対しセンターの保有する自己を本人とする個人情報等の開示、訂正又は利用停止を請求する手続、当該手続を受けてセンターが行う手続等については、開示等規程の定めるところによる。

(アクセス制限)

第21条 個人情報保護管理者等は、個人情報等の秘匿性等の内容に応じて、当該個人情報等にアクセスする権限を有する役職員とその権限の内容を定めるものとする。その権限は当該役職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

- 2 アクセス権限を有しない役職員は、個人情報等にアクセスしてはならない。
- 3 アクセス権限を有する役職員であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報等にアクセスしてはならない。

(外部電磁的記録媒体の取扱い)

第22条 個人情報保護管理者等は、業務上個人情報等を外部電磁的記録媒体に保存することについて必要があると認めたときは、原則として、外部電磁的記録媒体の使用を許可又は貸与することとする。なお、外部電磁的記録媒体の使用を許可するにあたっては、主体認証機能、パスワードロック機能及びハードウェア暗号化機能を有するものに限るものとする。

- 2 個人情報保護管理者等は、前項の使用許可又は貸与を行うために新たに外部電磁的記録媒体を購入等させ、又は購入する場合は、主体認証機能、パスワードロック機能及びハードウェア暗号化機能を有するものを購入等させ、又は購入することとする。
- 3 役職員は、個人情報等を当該外部電磁的記録媒体に保存しようとする場合は、第1項の規定により使用許可又は貸与を受けた外部電磁的記録媒体を使用するものとする。
- 4 個人情報保護管理者等は、様式1の管理簿を作成し、第1項の規定により使用許可又は貸与した外部電磁的記録媒体の使用状況を適切に管理する。
- 5 役職員は、個人情報保護管理者等の指示に従い、個人情報等を保存する外部電磁的記録媒体について、その所持の有無等を、様式2により、定期的又は随時（休業時、退職時等）に個人情報保護管理者等へ報告するものとする。
- 6 個人情報保護管理者等は、総括個人情報保護管理者の指示に従い、個人情報等を保存する外部電磁的記録媒体の使用状況について、様式3により、定期的に総括個人情報保護管理者へ報告するものとする。
- 7 役職員は、個人情報等を外部電磁的記録媒体に保存する場合は、ストラップを取り付ける等その亡失を防ぐために努めるものとする。
- 8 役職員は、使用許可又は貸与された外部電磁的記録媒体を使用しなくなったときは、保存されている情報を削除した上で、速やかに個人情報保護管理者等に報告又は返却するものとする。

（外部への持出し等の制限）

第23条 役職員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合であって、事前に様式4を用いて個人情報保護管理者等の許可を受けたときはこの限りでない。

- 一 個人情報等の外部への送信
  - 二 個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
  - 三 その他個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
- 2 個人情報保護管理者等は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、個人情報等の複製を行うことができる場合を限定し、役職員は、個人情報保護管理者等の指示に従い、当該行為を行うものとする。

（廃棄等）

第24条 役職員は、個人情報等又は個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報保護管理者等の指示に従い、当該個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

（廃棄等の業務の委託等）

第25条 役職員は前条の規定における廃棄等を外部に委託する場合は、委託事業者との間に機密保持契約を締結するとともに、データ消去の証明書を取得する等、漏洩防止に必要な措置を講じるものとする。

(情報システムにおける安全の確保等)

第26条 情報システムにおける個人情報の安全の確保等については、この規程で定めるもののほか、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター情報セキュリティポリシー（平成25年8月31日規程第14号）の定めるところによる。

(業務の委託等)

第27条 役職員は、個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定してはならない。

- 2 役職員は、前項の場合においては、契約書に、次に掲げる事項並びに規程及びその他のセンターにおける個人情報等の取扱いに関する取り決めを遵守する旨を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。
  - 一 個人情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
  - 二 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
  - 三 個人情報等の複製等の制限に関する事項
  - 四 個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
  - 五 委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項
  - 六 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 3 個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、役職員は委託する個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報等の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認するものとする。
- 4 委託先において、個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、役職員は委託先に第2項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 役職員は、個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 6 個人情報保護管理者等及び個人情報保護担当者は、前5項に規定する事項について、役職員に必要な指示及び助言を行うものとする。

(安全確保上の問題への対応)

第28条 個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した役職員は、直ちに当該個人情報等を管理する個人情報保護管理者等に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた個人情報保護管理者等は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（役職員に行わせることを含む。）ものとする。

- 3 第1項の報告を受けた個人情報保護管理者等は、様式5により直ちに総括個人情報保護管理者及び研究所等個人情報保護管理者に報告し、その後事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、判明次第追加して様式6により報告するものとする。
- 4 総括個人情報保護管理者は、前項の報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告するものとする。
- 5 総括個人情報保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、厚生労働省に対し、速やかに情報提供を行うものとする。
- 6 個人情報保護管理者等は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じるものとする。
- 7 個人情報保護管理者等は、総括個人情報保護管理者及び研究所等個人情報保護管理者と協議の上、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講じるものとする。

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

- 第29条 役職員は、第29条から第29条の15までの規定に従い、行政機関等匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下第29条から第29条の15までにおいて同じ。)を作成することができる。
- 2 役職員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。
    - 一 法令に基づく場合(第29条から第29条の15の規定に従う場合を含む。)
    - 二 個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。
  - 3 役職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報(行政機関等匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

- 第29条の2 研究所等個人情報保護管理者は、研究所等が保有している個人情報ファイルが個人情報保護法第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載するものとする。この場合における当該個人情報ファイルについての第18条第1項の規定の適用については、同項中「第10号」とあるのは、「第10号並びに第29条の2各号」とする。
- 一 第29条の4第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
  - 二 第29条の4第1項の提案を受ける研究所等の名称及び所在地

(提案の募集)

- 第29条の3 研究所等個人情報保護管理者は、個人情報保護施行規則第53条で定めるところにより、定期的に、研究所等が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。第29条から第29条の15までにおいて同じ。)について、次条第1項の提案を募集するものとする。



(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第29条の4 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、当該行政機関等匿名加工情報を保有する研究所等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

- 2 前項の提案は、次に掲げる事項を記載した様式7を当該行政機関等匿名加工情報を有する研究所等に提出してしなければならない。代理人によって提案をする場合にあつては、様式7に当該代理人の権限を証する書面を添え行うものとする。
  - 一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
  - 二 提案に係る個人情報ファイルの名称
  - 三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数
  - 四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第29条の8第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
  - 五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容
  - 六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
  - 七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
  - 八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護施行規則第54条第3項で定める事項
- 3 前項の様式7には、次に掲げる書面その他個人情報保護施行規則第54条第4項で定める書類を添付しなければならない。
  - 一 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面(様式8(第29条の10第2項で準用する場合を含む。))
  - 二 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
- 4 前項の規定は、代理人によって第1項の提案をする場合に準用する。この場合において、個人情報保護施行規則第54条第4項第1号から第3号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。
- 5 研究所等個人情報保護管理者は、第2項の規定により提出された書面又は第3項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、第1項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

(欠格事由)

- 第29条の5 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。
- 一 未成年者
  - 二 心身の故障により前条第1項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護施行規則第55条で定めるもの

- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 四 禁錮以上の刑に処せられ、又は個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 五 第29条の12の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- 六 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

- 第29条の6 研究所等個人情報保護管理者は、第29条の4第1項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを担当の役職員に審査させるものとする。
- 一 第29条の4第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
  - 二 第29条の4第2項第3号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護施行規則第56条で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する個人情報の本人の数以下であること。
  - 三 第29条の4第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第29条の8第1項の基準に適合するものであること。
  - 四 第29条の4第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
  - 五 第29条の4第2項第6号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護施行規則第57条で定める期間を超えないものであること。
  - 六 第29条の4第2項第5号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
  - 七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護施行規則第58条で定める基準に適合するものであること。
- 2 研究所等個人情報保護管理者は、前項の規定により審査した結果、第29条の4第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、様式9（第29条の10第2項で準用する場合を含む。）により作成した第29条の7の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類及び当該契約の締結に関する書類を添えて様式10の通知書により当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。
- 一 次条の規定により当該行政機関等匿名加工情報を有する研究所等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
  - 二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護施行規則第59条第2項で定める事項
- 3 研究所等個人情報保護管理者は、第1項の規定により審査した結果、第29条の4第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、様式11により、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第29条の7 前条第2項の規定による通知を受けた者は、第29条の6第2項の書類を提出することにより、当該行政機関等匿名加工情報を有する研究所等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第29条の8 研究所等個人情報保護管理者は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、担当する役職員に特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護施行規則第62条で定める基準に従い、当該個人情報を加工させるものとする。

2 前項の規定は、当該行政機関等匿名加工情報を有する研究所等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第29条の9 研究所等個人情報保護管理者は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載するものとする。この場合における当該個人情報ファイルについての第29条の2の規定により読み替えて適用する第18条第1項の規定の適用については、同項中「並びに第29条の2各号」とあるのは、「、第29条の2各号並びに第29条の9各号」とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護施行規則第63条で定める事項
- 二 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 次条第1項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第29条の10 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、当該行政機関等匿名加工情報を有する研究所等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第29条の7の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第29条の4第2項及び第3項並びに第29条の5から第29条の7までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第29条の4第2項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第8号までに」と、「様式7」とあるのは「様式12」と、同項第4号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第29条の8第1項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第8号中「前各号」とあるのは「第1号及び第4号から前号まで」と、同条第3項中「様式7」とあるのは「様式12」と、第29条の6第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同項第7号中「前各号」とあるのは「第1号及び前3号」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号か

ら第7号まで」と、「様式10」とあるのは「様式13」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と、「様式11」とあるのは「様式14」と読み替えるものとする。

(手数料)

第29条の11 第29条の7の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を当該行政機関等匿名加工情報を有する研究所等と締結する者は、個人情報保護施行令第29条第1項で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前条第2項において準用する第29条の7の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を当該行政機関等匿名加工情報を有する研究所等と締結する者は、個人情報保護施行令第29条第2項で定める額の手数料を納めなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第29条の12 当該行政機関等匿名加工情報を有する研究所等は、第29条の7の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

二 第29条の5各号(第29条の10第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。

三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(識別行為の禁止等)

第29条の13 役職員は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 研究所等個人情報保護管理者は、行政機関等匿名加工情報、第29条第3項に規定する削除情報及び第29条の8第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護施行規則第65条で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

3 役職員は、前2項の規定において、センターから行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用させるものとする。

(役職員の義務)

第29条の14 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する役職員若しくは役職員であった者、前条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又はセンターにおいて行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第29条の15 研究所等個人情報保護管理者は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護施行規則第66条で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。

- 2 役職員は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは個人情報保護法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 3 研究所等個人情報保護管理者は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護施行規則第67条で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。
- 4 役職員は、前2項の規定において、当該行政機関等匿名加工情報を有する研究所等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用させるものとする。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第29条の16 研究所等個人情報保護管理者は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第29条の4第1項若しくは第29条の10第1項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、研究所等が保有する個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(監査)

第30条 監査責任者は、個人情報等の適切な管理を検証するため、この規程第3条から前条までに規定する措置の状況を含むセンターにおける個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査(外部監査も含む。以下同じ。)を行い、その結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第31条 研究所等個人情報保護管理者及び特定個人情報保護責任者は、各部等における個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第32条 研究所等個人情報保護管理者及び特定個人情報保護責任者は、監査又は点検の

結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じるものとする。

(行政機関との連携)

第33条 センターは、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)4を踏まえ、厚生労働省と緊密に連携して、その保有する個人情報等の適切な管理を行う。

(苦情処理)

第34条 研究所等個人情報保護管理者及び特定個人情報保護責任者は、個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(個人情報等保護窓口)

第35条 研究所等に個人情報等の保護及び開示等に関する窓口として個人情報等保護窓口を設置するものとする。

2 個人情報等保護窓口は、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター情報公開手続規程(平成22年規程第39号)第15条に規定する情報公開窓口が兼ねるものとする。ただし、総括個人情報保護管理者が別に定める場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第2号及び第9号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第40号)

(施行期日)

この規程は、平成27年11月13日から施行する。

附 則(平成27年規程第42号)

(施行期日)

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第37号）

（施行期日）

この規程は、令和4年10月1日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用する。





個人情報等外部電磁的記録媒体所持状況確認書

\_\_\_\_\_ 様  
 (個人情報保護管理者又は特定個人情報保護責任者)

(所属) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程（平成22年規程第40号）第22条第5項の規定に基づき、下記のとおり個人情報を保存する外部電磁的記録媒体の所持状況を報告します。

記

1. 私は、国立精神・神経医療研究センターの個人情報等を保存したUSBメモリ等の外部電磁的記録媒体を
- 所持しています。
  - 所持していません。

(以下、1で「所持しています」と回答した場合のみ記載。)

2. 下記のとおり国立精神・神経医療研究センターの個人情報等をUSBメモリ等の外部電磁的記録媒体に複製し、所持していることを報告します。

管理番号※	記録媒体の種類
(記載例) 001	USBメモリ

※ 部等から使用許可又は貸与を受けた際に付された管理番号を記載する。

様式 3

### 個人情報等外部電磁的記録媒体の使用状況に関する報告

総括個人情報保護管理者 様

部署名 : \_\_\_\_\_  
報告者氏名 : \_\_\_\_\_  
報告者職名 : \_\_\_\_\_

報告日 : \_\_\_\_\_  
電話番号 : \_\_\_\_\_  
メールアドレス : \_\_\_\_\_

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程（平成22年規程第40号）第22条第6項の規定に基づき、下記のとおり個人情報を保存する外部電磁的記録媒体の使用状況を報告します。

媒体の種類	1. 個人情報等外部電磁的記録媒体管理簿について			2. 個人情報等外部電磁的記録媒体所持状況確認書について			備考
	使用許可又は貸与している媒体の個数			全職員数	職員が所持している媒体数		
	セキュリティ機能有	セキュリティ機能無	所持している職員数		所持していない職員数		
(記載例) USBメモリ	100	100	0	500	100	400	100

**【留意事項】**

- 「媒体の種類」が「その他」の場合、「備考」欄に種類を入力してください。
- 「使用許可又は貸与している媒体の個数」と「職員が所持している媒体数」は基本的に一致します。
- 必要に応じて表の行を増やしてください。

個人情報等の外部への送信・送付・持ち出しに係る許可申請書

\_\_\_\_\_  
様  
(個人情報保護管理者又は特定個人情報保護責任者)

申請者 (所属) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程（平成22年規程第40号）第23条第1項の規定に基づき、下記のとおり個人情報等の外部への送信・送付・持ち出しについて許可申請します。

記

1. 個人情報等の内容

2. 許可内容

メールによる送信  FAXによる送信  郵送  持ち出し

3. 理由

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

4. 継続性の有無  有  無

5. 期間（4で「有」の場合。最長1年。）

年 月 日 ～ 年 月 日

【許可権者記入欄】

許可  不許可 許可日 年 月 日

許可権者 (職名) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

※ 原本は総務課、写しは申請者が保管する。

「個人情報等の外部への送信・送付・持ち出しに係る許可申請書」（裏面）

<許可に係る留意事項>

- メール・FAX送信や郵送に係る申請については、診療連携や医療保険事務など個人情報等の送信・送付の必要性が認められるものが多いところであるが、「外部への持ち出し」に係る申請については、研修レポートの作成や自己学習のためなど個人情報等を外部に持ち出すことの必要性が認められないものは、許可を行わないこと。
- 個人情報等の漏えい等の多くは、外部への持ち出しに起因しているため、基本的に外部への持ち出しが禁止であるという認識のもと、許可は必要最小限に止めること。
- 外部への持ち出しが必要と考えられる例としては、訴訟等に関連した業務を行う際に、原告等関係者の個人情報等を弁護士事務所へ持ち込んで相談を行う必要がある場合などが考えられる。

個人情報事故報告書（第 1 報）

年 月 日

部等の名称		
事故発生日		
事故発覚日		
事故発生場所	センター内・センター外	
	(センター外の場合) 個人情報保護管理者等による持ち出し等の許可	
漏えい等の発生者	職種：	
	氏名：	
媒体	媒体の種類	
	パスワード、暗号化設定の有無（※ 1）	
	部等貸与か私物か（※ 1）	
情報の内容	漏えい等対象患者数	
	漏えい等対象職員数	
	どのような情報か	
事故の種類（※ 2）		
問い合わせ先	職名：	
	氏名：	
	電話：	
	Email：	

（※ 1）USBメモリ等、外部電磁的記録媒体の場合。

（※ 2）誤送信（FAX）、誤送信（メール等）、誤送付（郵便等）、誤交付、誤廃棄、紛失、盗難、その他から選択してください。

**【個人情報事故報告書（第1報） 留意事項】**

- ・記載事項が全て埋まらない状態であったとしても、迅速性を第一に考えて第1報の報告を直ちに行うようにすること。
- ・コンピューターセキュリティに関連したインシデントを確認した場合は、本報告ではなく、直ちに情報管理室（CSIRTの報告窓口）へ報告をして、指示に従うこと。

様式 6

個人情報事故報告書（第 2 報）

年 月 日

部等の名称		
事故発生日		
事故発覚日		
事故発生場所	センター内・センター外	
	(センター外の場合) 個人情報保護管理者等による持ち出し等の許可	
漏えい等の発生者	職種：	
	氏名：	
媒体	媒体の種類	
	パスワード、暗号化設定の有無（※ 1）	
	部等貸与か私物か（※ 1）	
情報の内容	漏えい等対象患者数	
	漏えい等対象職員数	
	どのような情報か	
事故の種類（※ 2）		
問い合わせ先	職名：	
	氏名：	
	電話：	
	Email：	

事故の内容・経緯（個人名等は伏せること。以下同じ。）（※3）	
被害の拡大防止又は復旧のためにとった措置	
情報の回収・削除 等依頼	
本人等への説明・事 案公表希望確認 （※4）	
事案公表の有無 （※4）	
その他（懲戒処分・ 契約解除等）	
事故の原因	
再発防止策（人的対策、物理的対策）	

（※1）USBメモリ等、外部電磁的記録媒体の場合。

（※2）誤送信（FAX）、誤送信（メール等）、誤送付（郵便等）、誤交付、誤廃棄、紛失、盗難、その他から選択してください。

（※3）行の高さは適宜調整してください。行の挿入は行わないでください。

（※4）事案の公表については、重大性（内容、件数等）や社会的影響等を総合的に考慮して対応してください。



様式 7

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

(ふりがな)

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。） 印

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程（平成 22 年規程第 40 号）第 29 条の 4 第 1 項の規定により、以下のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 行政機関等匿名加工情報の利用
  - (1) 利用の目的
  - (2) 利用の方法
  - (3) 利用に供する事業の内容

(4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

(1) 提供媒体  CD-R  DVD-R

(2) 提供方法  窓口受領  郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、国立精神・神経医療研究センターのホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程（平成22年規程第40号）第29条の4第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

2. 「行政機関等匿名加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。

3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、国立精神・神経医療研究センターにおいて具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

4. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

5. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」を踏まえて記載すること。

6. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。

7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓 約 書

年 月 日

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 殿

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。) 印

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程 (平成 22 年規程第 40 号)

第 29 条の 4 第 3 項  
第 29 条の 10 第 2 項に  
おいて準用する第 29 条  
の 4 第 3 項

の規定により提案する者 (及びその役員) が、第 29 条の 5 各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

(ふりがな)

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。） 印

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、  
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程（平成 22 年規程第 40 号）  
第 29 条の 7  
第 29 条の 10 第 2 項で  
準用する第 29 条の 7  
の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要の文字は、抹消すること。
2. 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程による様式 10 により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程（平成 22 年規程第 40 号）第 29 条の 6 第 1 項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第 2 項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立精神・神経医療研究センターとの間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記 2. に従って手数料を納付の上、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程（平成 22 年規程第 40 号）第 29 条の 6 第 2 項に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程(平成22年規程第40号)第29条の6第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程(平成22年規程第40号)第29条の6第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

1. 「提案が国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程(平成22年規程第40号)第29条の6第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

(ふりがな)

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。） 印

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの保有する個人情報及び第 29 条の 10 第 1 項前段  
特定個人情報の保護に関する規程（平成 22 年規程第 40 号） 第 29 条の 10 第 1 項後段

の規定により、以下のとおり作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項
2. 行政機関等匿名加工情報の利用
  - (1) 利用の目的
  - (2) 利用の方法
  - (3) 利用に供する事業の内容
  - (4) 上記 (3) の事業の用に供しようとする期間

3. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体            CD-R            DVD-R  
(2) 提供方法            窓口受領        郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程（平成 22 年規程第 40 号。以下「規程」という。）第 29 条の 9 の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。
3. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記 (3) の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」を踏まえて記載すること。
5. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当するのチェックボックスに「レ」マークを入れること（規程第 29 条の 10 第 1 項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。



審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 印

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程（平成 22 年規程第 40 号）第 29 条の 10 第 2 項で準用する第 29 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第 2 項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立精神・神経医療研究センターとの間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記 2. に従って手数料を納付の上、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程（平成 22 年規程第 40 号）第 29 条の 6 第 2 項に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 印

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程（平成 22 年規程第 40 号）第 29 条の 10 第 2 項で準用する第 29 条の 6 第 1 項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

(提案が国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程（平成 22 年規程第 40 号）第 29 条の 10 第 2 項で準用する第 29 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

1. 「提案が国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程（平成 22 年規程第 40 号）第 29 条の 10 第 2 項で準用する第 29 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。